

令和7年8月29日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和7年7月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	101トン	25トン	76トン
		101トン	25トン	76トン
3	クリーム	57トン	10トン	47トン
		27トン	8トン	19トン
4	粉乳類	23,078トン	6,998トン	16,080トン
		17,616トン	5,979トン	11,637トン
5	無糖れん乳	1,358トン	160トン	1,198トン
		1,357トン	160トン	1,197トン
6	加糖れん乳	257トン	64トン	193トン
		95トン	13トン	82トン
7	ヨーグルト	17トン	1トン	16トン
		17トン	1トン	16トン
8	バターミルク	20トン	11トン	9トン
		20トン	11トン	9トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801トン	16,108トン	44,693トン
		46,217トン	9,232トン	36,985トン
10	その他の乳製品	11,357トン	1,074トン	10,283トン
		4,816トン	778トン	4,038トン
11	バター	17,983トン	3,381トン	14,602トン
		14,523トン	3,210トン	11,313トン
12	豆類	75,032トン	26,492トン	48,540トン
		35,697トン	11,404トン	24,293トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798トン	1,845,402トン	3,719,396トン
		5,256,055トン	1,719,182トン	3,536,873トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	391,409 トン	882,423 トン
		170,350 トン	79,172 トン	91,178 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	302,883 トン	739,809 トン
		1,042,692 トン	302,883 トン	739,809 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	880 トン	2,819 トン
		3,529 トン	669 トン	2,860 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	6,915 トン	4,857 トン
		10,387 トン	6,603 トン	3,784 トン
17	マニオ力でん粉	151,213 トン	39,762 トン	111,451 トン
		149,682 トン	39,762 トン	109,920 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	5,322 トン	15,636 トン
		13,494 トン	5,322 トン	8,172 トン
19	その他のでん粉	1,890 トン	334 トン	1,556 トン
		1,743 トン	294 トン	1,449 トン
20	イヌリン	3,000 トン	308 トン	2,692 トン
		81 トン	18 トン	63 トン
21	落花生	35,920 トン	12,262 トン	23,658 トン
		21,411 トン	6,683 トン	14,728 トン
22	こんにゃく芋	174 トン	0 トン	174 トン
		174 トン	0 トン	174 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	1,298 トン	7,995 トン
		2,252 トン	109 トン	2,143 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	456 トン	865 トン
		767 トン	225 トン	542 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	571 トン	3,949 トン
		1,779 トン	180 トン	1,599 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	2,627 トン	14,176 トン
		2,016 トン	206 トン	1,810 トン
28	繭	1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
		1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
29	生糸	234 トン	41 トン	193 トン
		234 トン	41 トン	193 トン

#### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。